【 会 議 録 】(概要)

日時:平成20年6月11日(水)18:00~21:00

| 会議名 | 越谷市自治基本条例審議会 | 場所 | 越谷市役所第2庁舎3階 |
|----------|-----------------------------------|----|-------------|
| | 第1部会 第2回会議 | | 会議室 |
| 件名 議題 | ○協議事項 | | |
| | (1) コミュニティについて(佐々木副会長のレクチャー) | | |
| | (2)前文について | | |
| | (3) 市民の定義、権利、責務について | | |
| | (4) その他 | | |
| 資料等 | 有 無 | | |
| 出席者 | 出席委員 | | |
| | 田部井副部会長、小川委員、得上委員、内藤委員、長澤委員、森木委員、 | | |
| | 山口委員、渡邉委員、櫻井(慶)会長、佐々木副会長(講師)(10名) | | |
| | 欠席委員 | | |
| | 伊藤部会長、越野委員(2名) | | |
| | 事務局 | | |
| | 企画課:中山企画課副主幹、鈴木同主事(2名) | | |
| | 支援者:特定非営利活動法人越谷NPOセンター (2名) | | |
| | 傍聴者 O名 | | |
| 内容 | 以下のとおり | | |

●合意・決定事項等

- ・佐々木副会長より、コミュニティについてのレクチャーを受けた。
- ・討議の進め方については、検討項目に関する討議(フリーディスカッション)のあと、各委員が付箋 にセンテンスを書き、最後に集約して全員で確認することとした。
- ・前文について討議を行った。
- ・市民の定義について討議を行った。
- ・市民の権利、責務についての討議も行ったが、第3回会議に持ち越しとした。
- ・6月16日(月)の第3回以降の会議は、毎回、18:20から開催することとした。

討議(フリーディスカッション)での主な意見

○前文について

- ・協働のまちづくりを具体化する基本的なルールが自治基本条例であることから、協働のまちづくりを していこうということが条文全体にかかわってくる。
- ・21世紀型の民主主義を貫いていく重い規定が必要である。
- ・歴史的な経緯の中で今の越谷があるということを書く必要がある。
- ・未来の市民である子どもたちに向けてのメッセージを盛り込みたい。
- ・ひとり暮らしの高齢者を助けられる条例にしたい。
- 若者がもっと活動できるまちにしたい。
- ・協働だけでなく、共に創る「共創」、共に助け合う「共助」を目標にしたい。
- ・理念をうたう場合には、地方分権や地方自治という言葉は、欠かせない。
- ・まちづくりにおいて、将来も住み続けたいまち、あるいは子どもたちに残したいまちを考えたときに、 越谷市の風景、町並みで、50年後、100年後に残したいところは、どこかという視点が必要だと 思う。越谷の大事なところとして強調する必要がある。
- ・熟年者が生きがいをもって暮らせるまちにしたい。
- 「子どもや熟年者や高齢者が安心して暮らせる」とは、地域が支えてくれるという広い意味での安心して暮らせるまちであり、越谷市が目指すべきところである。
- ・一般的な言葉を具体的に表現したい。例えば、単に「安全・安心」ではなく、「若い人が子育てしやすいまち」や「となりの人の顔が見えるまち」のようにしたい。

(その他については、各委員が付箋に記入。別紙参照)

〇市民の定義について

- ・住民登録をしている住民以外にどんな人が市民に含まれるか?
- ・通勤・通学者、事業者のほか、外国人も市民に含まれるのではないか。
- ・外国人は、投票権がないが、住民投票では独自に決めることができる。
- ・法人は、市民として認めるべきかどうか、議論する必要がある。
- ・法人も人格があり、市民に含めるべきである。
- ・市民に年齢制限は必要ない。
- ・住民登録をしていない人も越谷市の構成メンバーであるならば、その人たちの意見も聞く必要がある。
- ・外国人登録をしていない外国人や観光客まで市民に含める必要があるか?
- ・越谷市の中で生活を共有している人を市民として良いのではないか。生活という言葉を使えば線を引くことができる。そうすると観光客は市民ではないが、外国人登録をしていない外国人を排除する必要はないのではないか。
- ・地方税を払っている人と払っていない人の受けるサービスは、同じでよいか?
- ・市内で生活をしていれば消費税は、どこかで払っている。消費税の 1 パーセントは地方税に回っており、還元されている。平等にサービスを受けられるかどうかは別として、住民税を払っていないからといって排除する必要はない。

〇市民の権利・責務について

- ・住民と市民で、異なる権利とは何か?共通の権利とは何か?
- 自治基本条例の中では住民と市民を区別する必要はない。
- ・住民登録をしていなければ受けられない権利というのはある。しかし、自治基本条例に特にうたう必要はない。
- ・例えば、まちづくりに参加する権利や行政情報を知る権利は、住民登録をしていない市民にも認められるか?
- ・自治基本条例では、根幹となることを定め、具体的には、個別の条例で決めればよい。
- ・市民の権利については、原則として、平等に受けられるということでよい。
- ・審議会の公募要件としては、市内在住に限られており、通勤・通学者が対象となっていない。
- ・住民だけで地域を構成しているわけではないので、どのように取り込んでいくかは、今後の課題である。

(次回も引き続き、市民の権利・責務について検討することとした)